

令和6年度以降の財源不足への対応について

町では、厳しい財政状況の中、安定的な行財政運営を行うために平成28年度から平成30年度までの3年間、固定資産税超過課税を実施することとしましたが、その後の財政見通しを踏まえ、様々な検討を行った結果、平成30年12月定例会において、令和元年度から5年度までの5年間は、固定資産税超過課税の現行税率1.58%での継続、また、その後も超過課税は当分の間実施することとし、5年毎に施行状況を検討したうえで所要の措置を講ずるといった町税条例の一部改正案が議決されました。

今回、令和5年12月に今後の方針の決定時期を迎えるため、中長期財政見通しや行財政改革アクションプランの改定などの一連の作業をもとに、令和6年度以降の財源不足への対応を検討しました。

期 間	固定資産税超過課税（税率・期間）	決定時期
平成28～30年度	1.58%・3年間	平成27年12月定例会
令和元～5年度	1.58%・当分の間（5年毎に検討）	平成30年12月定例会
令和6～10年度	1.58%・当分の間（5年毎に検討）	令和5年12月まで

財政逼迫の要因と令和元年度以降の本町を取り巻く環境変化

1 財政逼迫の4つの要因

- 平成27年度の新財源確保策の検討時と比べると、の財政調整基金は一定の回復が見られたものの、他の要因の傾向に大きな変化はありません。

町税収入の著しい減少

- 平成8年度の78.4億円から平成27年度には59.7億円まで減少
- 超過課税により回復するも令和2年度以降は新型コロナの影響により58億円前後まで減少

社会保障関係費の増大

- 障がい者福祉費の増加に加えて子育て施策の推進により扶助費は増加傾向
- 高齢者の増加に伴い、後期高齢者医療と介護保険の繰出金も増加

サービス水準の向上・維持のための経費の増大

- 観光関係の支出や消防署の4箇所配置など、町独自のサービスを実施
- 人口減少対策や災害への備え、公共施設の老朽化など増加する事務事業に係る経費の増大

財政調整基金の残高不足

- 平成11年度の28億円から平成27年度には3.9億円まで減少
- アクションプランの取組みやふるさと納税により令和3年度には18億円まで回復

2 令和元年度以降の本町を取り巻く環境変化

- 新型コロナの感染拡大や公共施設の老朽化が顕在化する中、特に新型コロナによる観光産業への影響を考慮し、観光まちづくり財源導入などの財源確保策については長期を見据えて取り組むこととしました。

① 台風19号と新型コロナの影響

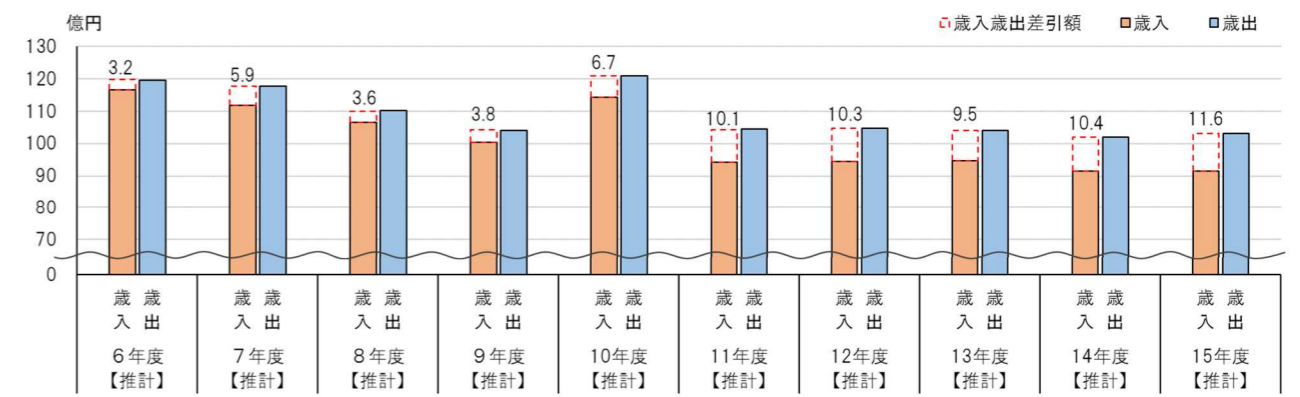
- 令和元年台風19号からの災害復旧や新型コロナの緊急対策を実施し、4年間で総額48億円（うち町負担分23億円）を支出

公共施設の老朽化の進行

- 大規模改修の目安である築30年以上となる施設は、10年後に全体で94.1%まで増加
- 人口1人当たりの公共施設延床面積は入湯税収入額の多い10市町平均の約1.3倍

中長期財政見通し

- 中長期財政見通しを作成したところ、中期（令和6～10年度）では年平均4.6億円、長期（令和11～15年度）では年平均10.4億円の不足となり、長期の不足が中期の約2倍にまで拡大するという極めて厳しい見通しとなっています。
- 特に令和10年度にかけては、ごみ処理広域化に伴う施設整備や3小学校の長寿命化改良などの大型建設事業が続くことで歳出の増加が見込まれています。



区 分	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	見通し
歳入計	11,651	11,189	10,652	10,037	11,427	9,435	9,449	9,462	9,152	9,148	↘
歳出計	11,967	11,781	11,019	10,410	12,097	10,434	10,479	10,408	10,194	10,314	↗
歳入歳出差引額	315	591	367	373	669	999	1,031	946	1,042	1,167	↗
期間別の不足額	中期 23.2億円（年平均 4.6億円）					長期 51.9億円（年平均 10.4億円）					

見通しの凡例 ▲ 増減あるが減少傾向の見通し ▼ 増減あるが増加傾向の見通し

財源確保の必要性

- 中長期財政見通しにおける歳入歳出差引額に、第2期アクションプランの収支改善効果額を加味した財源不足額は、中期の5年間で年平均3,500万円まで縮小される見込みですが、依然として不足額が生じている状況です。
- さらに、長期の5年間では年平均5億9,400万円の不足が見込まれており、将来にわたり必要な行政サービスを提供していくためには何らかの財源を確保する必要があります。

【中期財源不足額の算出結果】

項 目	R6	R7	R8	R9	R10	平均
中長期財政見通しの歳入歳出差引額	315	591	367	373	669	463
行財政改革アクションプラン収支改善効果額	384	434	437	443	443	428
財源不足額 [= +]	69	157	70	70	226	35

【長期財源不足額の算出結果】

項 目	R11	R12	R13	R14	R15	平均
中長期財政見通しの歳入歳出差引額	999	1,031	946	1,042	1,167	1,037
行財政改革アクションプラン収支改善効果額	443	443	443	443	443	443
財源不足額 [= +]	556	588	503	599	724	594

「行財政改革アクションプランの収支改善効果額」のうち、令和10年度以降の収支改善効果額は、令和9年度の効果がそのまま継続するものと仮定して計算しています。

中期（令和6～10年度）の対応案

中期の財源不足に対しては、まず超過課税は現行税率で継続したうえで、なお不足する年平均3,500万円については、ふるさと納税の強化で対応します。

1 超過課税の継続

- ・中長期財政見通しの結果を踏まえ、固定資産税超過課税を現行税率1.58%で継続することにより、引き続き町内外の幅広い方に負担を求めています。

【超過課税の内容】

区分	税率・課税額	備考
超過税率	0.18%	現行税率を継続するため条例改正は不要 (当分の間、5年毎に検討を実施)
概算課税額	5億円	土地・家屋・償却資産に1.58%課税

固定資産税に係る町内者と町外者の割合は、納税義務者では3：7、税額では2：8となっています。

2 ふるさと納税の強化

- ・ふるさと納税については、第2期アクションプランの中に「ふるさと納税の促進」を位置付け、取組内容の強化などを図ることとしています。
- ・プラン策定時に一定の収支改善効果を見込んでいますが、財源不足に対応するため、令和5年度に受入体制を強化し、さらなる寄付額の増を目指していきます。

(参考) 他の観光地との税負担の比較

- ・調査を行った観光地所在市町の全てで、法人住民税超過課税や都市計画税、法定外税の課税をしており、他の観光地と比較した場合の本町の税負担は、むしろ低い状況です。

【観光地所在市町の課税状況】

市町名	法人税		固定資産税 (超過税率)	都市計画税	入湯税	法定外税	財政力指数 (R3,3力年平均)
	均等割	法人税割					
箱根町	標準	標準	(0.18/100)	-	宿泊150円・日帰り50円	-	1.39
鎌倉市	標準	制限	標準	0.30/100	-	-	1.07
湯河原町	標準	標準	標準	0.25/100	宿泊150円・日帰り100円	-	0.68
函館市	制限	制限	標準	0.30/100	宿泊150円・長期療養等70円	-	0.48
草津町	制限	制限	標準	0.20/100	2	-	0.65
日光市	制限	制限	標準	0.20/100	宿泊150円・日帰り50円	-	0.57
金沢市	標準	制限	標準	0.30/100	宿泊150円・日帰り100円	宿泊税 4	0.88
軽井沢町	標準	標準	標準	0.20/100	宿泊150円・日帰り50円	-	1.61
高山市	標準	標準	標準	0.30/100	150円/1人・1日	-	0.52
熱海市	標準	標準	標準	0.30/100	150円/1人・1日	別荘等所有税	0.9
伊東市	標準	標準	標準	0.30/100	150円/1人・1日	-	0.7
京都市	標準	8.2	標準	0.30/100	宿泊150円・日帰り100円	宿泊税 5	0.81
出雲市	制限	制限	(0.10/100)	0.075/100	150円/1人・1日	-	0.56
別府市	標準	制限	標準	0.25/100	3	-	0.57

出典：各市町ホームページ・総務省決算カード

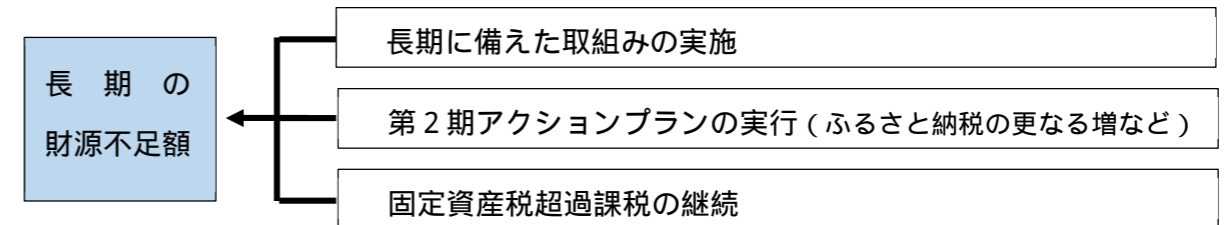
- 【注】法人税及び固定資産税欄の「標準」は標準税率、「制限」は、制限税率を示している。それ以外の税率を採用している場合は、個別の税率を表示。
 (出雲市) 1 都市計画税は、旧出雲市の用途地域内のみに課税している。
 (草津町) 2 宿泊料金 6,000円超...150円、6,000円以下...100円、修学旅行の高校生...50円、日帰り・休憩...50円
 (別府市) 3 宿泊料金又は飲食料金 1,500～2,000円...50円、2,001～4,500円...100円、4,501～6,000円...150円、6,001～50,000円...250円
 50,001円以上...500円、娯楽施設を有する鉱泉浴場...50円 長期滞在者7泊8日以上は半額
 (金沢市) 4 H31.4から課税 宿泊料金 20,000円未満...200円、20,000円以上...500円
 (京都市) 5 H30.10から課税 宿泊料金 20,000円未満...200円、20,000円以上50,000円未満...500円、50,000円以上...1,000円

長期（令和11～15年度）の対応案

長期では、中期の2倍以上に拡大する財源不足に対して、「超過課税の継続」、「第2期アクションプランの実行」、「長期に備えた取組みの実施」の3つにより対応します。

- ・長期には財源不足が拡大し、行財政運営が困難になることが見込まれるほか、ふるさと納税の制度変更や町債の利率上昇など、外的要因により状況が急激に変化する可能性も考慮する必要があるため、中期の対応に加え、「長期に備えた取組みの実施」により対応します。
- ・このため、第2期アクションプランでは、長期に備えた取組みを位置付け、喫緊の課題への対応はもちろん、調整に時間を要する取組みについても着実に進展を図ることとしています。

【長期の対応のイメージ】



【第2期アクションプランで長期への備えとして位置づけた推進項目】

項目	目標
財源確保策の検討(観光まちづくり財源導入)	令和11年度までに検討し必要な措置を実施
公共施設のあり方の抜本的な見直し	10年度を目途に具体策を実施

ふるさと納税の現状と今後

全国的な状況を踏まえると、本町のふるさと納税は、今後の取組強化によりさらに寄付額が増加する可能性があると考えています。

- ・ふるさと納税の増を目指すにあたり、現状を整理するため、ふるさと納税枠の拡大やワンストップ特例制度の創設などの制度改正が行われた平成27年度以降の寄付額の伸び率を比較したところ、本町の2.4倍に対し、市町村合計は5.0倍という結果になりました。
- ・本町を含めた寄付額の上位150団体や観光地所在市町村についても伸び率の比較を行いました。いずれも同様の傾向であることが確認できました。
- ・これらを踏まえ、本町のふるさと納税は取組強化による増の可能性があると判断しました。

【ふるさと納税の推移比較】

